

平成 20 年 11 月 21 日

日本国特許庁国際課御中

日本機械輸出組合
知的財産権問題専門委員会
委員長 外川 英明

中華人民共和国特許法実施条例改正草案(SIPO 案)についての意見

中華人民共和国特許法実施条例改正草案が、中国国家知識産権局(SIPO)より公表され、パブリックコメントの募集がなされておりますところ、当組合知的財産権問題専門委員会において検討した結果、下記の通り意見を提出いたします。

記

1. 改正草案第 5 条 2 項

文書を郵送で提出する場合、差出の消印の日付を以って提出日とする。消印の日付が不明瞭なものについては、当事者が証明を提示することが出来る場合を除き、国務院特許行政部門が受け取った日を提出日とする。直接交付で提出する場合、国務院特許部門が受け取った日を提出日とする。電子送信で提出する場合、特定のシステムが書類を受け取った日を提出日とする。

意見

国務院特許行政部門に提出する各種書類は、「電子送信で提出する場合、特定のシステムが書類を受け取った日を提出日とする」という規定について、当該特定システムから「受領証明書」が手続者に対して発行(自動発行)されるようにしていただきたい。

2. 改正草案第 20 条 3 項

特許権を抵当とする場合、抵当提出者と抵当権者は書面で契約を交わし、国務院特許行政部門に抵当登録を行わなければならない。抵当権は登録日から成立する。

意見

国務院特許行政部門内の手続が遅れると、抵当権の登録が遅れ、第三者対抗の効果の発生が遅れる。この遅延により、登録申請者に損害が発生した場合、その責任を、国務院特許行政部門が負うのか、という問題が生じてくる。そこで、例えば“国務院特許行政部門が抵当登録の手続を受理した場合、抵当権の「仮登録」とし、登録審査の結果、「(真の)登録」の決定が出た段階で、仮登録日に遡及して、その登録が有効になる”という仕組み

にする方がよい。

3 . 改正草案第 32 条 2 項

発明創造の完成が遺伝資源に依頼している場合、出願人は願書中でその旨を説明し、規定の用紙に記入し、当該遺伝資源の直接的由来と原始的由来を明記しなければならない。

意見

本条では、遺伝資源の直接的由来と原始的由来の両由来の明記が求められている。これに対し、本条例案第 122 条では、「…規定の表に、当該遺伝資源の直接の出所または元の出所を明記しなければならない。」と表現され、直接の出所または元の出所のいずれかを明記すればよいと規定されている。両由来の明記は厳格すぎるので、「直接的由来と原始的由来」を「直接的由来または原始的由来」と修正していただきたい。

4 . 改正草案第 58 条

実用新案又は意匠権を付与する旨の決定が公告された後、特許権者又は利害関係者は特許権評価報告書を国務院特許行政部門に請求することができる。

前述の利害関係者とは、特許権者と特許実施許可契約を交わした被許可者を指す。

意見

実用新案特許あるいは意匠特許に対する特許権評価報告は、現に特許権侵害紛争が生じた場合だけでなく、被疑侵害者が権利の有効性を確認するためにも必要であるし、また、また、自己が実施を予定する実用新案特許あるいは意匠特許が特許権侵害となるかを事前に把握するためにも有用なものである。そのためには、誰でもいつでも自由に実用新案特許あるいは意匠特許に対する特許権評価報告を請求することができるような制度にしたい。

5 . 改正草案第 82 条 2 項、第 87 条

第 82 条

薬品を製造し輸出する WTO 加盟国家が、すでに当該薬品の特許権人に適切な報酬を支払っている場合、中国の強制許可を取得した単位または個人は、再支給しなくてもよい。」

第 87 条

特許法第五十八条の規定に基づき、国務院特許行政部門に使用費の額面についての裁決を求める場合、当事者は裁決請求書を提出し、双方が協議において合意できないことの証明文書を添付しなければならない。国務院特許行政部門は、請求書を受領した日より 3 か月以内に裁決を行い、当事者に通知しなければならない。

意見

強制実施権が設定された場合、対価(使用料)の支払い義務が原則的に発生することは、

特許法改正全人代草案第 58 条でも明記されているとおりである。しかし、対価支払義務があるにもかかわらず、これを支払わなかった場合の取り扱いについては、専利法にも本条例にも規定がないので、規定を設けた方がよいのではないか。

以上